



**National Institute of Informatics**

---

NII Technical Report

プラン S 改訂版発表後の展開  
—日本はプラン S に何を学ぶか？

船守 美穂

NII-2020-005J  
Dec. 2020

## プラン S 改訂版発表後の展開 —日本はプラン S に何を学ぶか？\*

国立情報学研究所 船守美穂

助成を受けた研究成果について完全即時のオープンアクセス (OA) を求める「プラン S」が 2018 年 9 月に発表されて、早 2 年が経過した。あと数ヶ月すると 2021 年 1 月となり、プラン S が発効する。

プラン S は、2018 年 9 月発表段階においては「10 の原則」でスタートしたが[1][2]、その後、これら原則を具体化する「実施ガイドライン」を 2018 年 11 月に発表[3][4]。その後、パブコメを経て、2019 年 5 月末には、「10 の原則」と「実施ガイドライン」の改訂版を発表し、このときに、当初 2020 年 1 月であったプラン S の発効期日を、2020 年 1 月に延期した[5][6]。プラン S の当初の打ち出しの衝撃と、改訂版発表の経過については、林(2019)と船守(2019)が詳しいので、それらを中心に参照されたい[7][8]。

プラン S は改訂版を発表した後も着実に、その実施に向けて、制度の具体化を図っている。本稿では、これらの展開とその意味することを紹介しながら、日本のプラン S との向き合い方について示唆を述べたい。

### 1. プラン S の概要

プラン S は、20 余りの欧州中心の研究助成機関が推進するイニシアティブである。科学成果はオープンに共有されてはじめて、他者から検証され、新たな研究成果の積み重ねにつながるという理念のもと、参加の研究助成機関が研究助成をした研究成果について、完全即時のオープンアクセス (OA) を求める。所謂「購読の壁」の向こうに置かれる論文はこの理念に反するし、況んや、購読料と論文掲載料 (APC) の二重取りをするハイブリッド誌は、公共の理念に完全に反するというスタンスをとる。

研究者がプラン S の理念に準拠する方法としては、表 1 に示す 3 つの方法が示されている。プラン S の理念からすると、所謂ゴールド OA と言われる A の方法が最も推奨されている。それに対して、所謂グリーン OA と言われる B の方法は、申し訳程度に挙げられているに過ぎなかったが、APC の負担が難しい開発途上国や、ローカルな学術情報流通の仕

---

\*本稿は当初「カレントアウェアネス NO.346 (2020.12)」(以下、CA)に掲載される原稿として執筆された。他方、CA 誌の原稿字数制限から、同誌原稿は、プラン S 改訂版発表後の動きのうち、「転換契約等」と「価格透明性フレームワーク」(本稿 2.1-2.2 節)に内容を絞らざるを得なかった。他方、プラン S 改訂版発表後にはこれ以外にも重要な動きが複数あり(本稿 2.3-2.4 節、3 章)、これらについても邦語で発信をしておくことは国内の学術情報流通を検討する上で重要であるため、CA 誌の了承を得て、当初 CA 誌のために執筆した原稿を NII テクニカルレポートに掲載することの許諾をいただいた。

このような経緯により、本稿の「前文～2.2 節」については、CA 誌の原稿と多くが重複する。なお原稿のまとめ (CA 誌 3 章、本稿 4 章)は、CA 誌原稿については「転換契約等」のインパクトを分析し、「転換契約等」に関連して日本独自の政策の必要性を訴えているのに対して、本稿では、「権利保持戦略」(2.3 節)に関連して示唆を述べている。CA 誌 3 章は、本稿にない内容が含まれているため、併せて参照されたい。

組みを乱される南米からの批判[9]、そしてオープンアクセスリポジトリ連合（COAR）からの再三の申し入れにより[10]、最近ではプラン S の紹介をする際に必ず、「グリーン OA の方法も同等に扱う」と言明するようになっている。

C の方法であるハイブリッド誌への OA 出版は当初、明示的に禁じられていたが、出版社からの反発と[11]、論文掲載先を限定される研究者からの反発により[2]、3 年間の経過措置として、転換契約（transformative agreements）に応じる出版社のハイブリッド誌については、APC の助成を認めることとした[4]。プラン S の言う転換契約とは、OA2020 イニシアティブに基づき、完全 OA 出版への移行に向けて、購読料と APC を合わせた Read&Publish 契約を結ぶことである。

表 1 プラン S の「完全即時 OA」の条件に適合する 3 つの方法

- |   |
|---|
| <p>A. OA 誌または OA プラットフォームへの OA 出版</p> <p>B. 購読誌への論文掲載と同時に、論文原稿をリポジトリ上に公開</p> <p>C. 転換契約に応じている出版社のハイブリッド誌であれば、これに OA 出版をし、APC の補助を得ることも可能<br/>(転換契約に応じていないハイブリッド誌への OA 出版は、APC 補助を得られない)</p> |
|---|

(出典)「プラン S 実施ガイドライン」[12]より作成

プラン S はこのように、科学の進展のためには、研究成果は万人に即時に共有されるべきという理念を前面に出しながら、その障壁となっていると考えられる商業出版社による論文の囲い込みを掃滅しようとする。このため、その「10 の原則」[13]には、論文の著作権が、出版社に譲渡されるのではなく、論文著者に保持されるべきことを謳っている（原則 1）。また、購読料の代わりに APC の価格が負担となるのでは元も子もないので、当初は APC にも上限を設けるといった表現があった。しかし、これについては出版社からの反発によりトーンダウンし、現在は、価格透明性を要求するにとどめている（原則 5）。

転換契約については、出版社のビジネスモデルを「購読ベースから APC ベースへ」と転換させる大がかりな内容のため、これに対応しきれないだろう学会系の小規模出版については、擬似的な「転換モデル契約（transformative model agreements）」を開発するとしている。また、一出版社内において多様な学術雑誌を擁し、出版社単位での転換が難しい場合の代替策として、雑誌単位で OA 誌に転換する「転換雑誌（transformative journals）」を想定している（原則 8）。

これら学術出版のあり方への介入は、研究者の論文投稿先にも影響し、研究者の評価やキャリアにも影響を及ぼす可能性がある。たとえば、所謂「権威あるジャーナル」がハイブリッド誌で転換契約に応じない場合、プラン S に参加する研究助成機関から助成を得る研究者は、当該雑誌に論文投稿できなくなるため、評価に影響がある。このためプラン S では、

「研究評価に関するサンフランシスコ宣言 (DORA)」に即して、研究助成などの場面において研究業績を評価する際、当該研究の中身を評価し、当該論文が「インパクトファクター (IF) の高い雑誌」に掲載されたかどうかは問わないと言明している (原則 10)。

## 2. プラン S 改訂版発表後の展開

### 2.1 転換契約・転換モデル契約・転換雑誌

#### (1) 転換契約—いつの間にか骨抜きに？

プラン S の 3 つの「転換\*\*」は、購読誌を OA 誌に転換させることを意図としている。特に購読料と APC 二重取りの温床となっているハイブリッド誌がターゲットである。2018 年 9 月に「10 の原則」が発表された際、ハイブリッド誌は原則 9 にて、「ハイブリッドモデルの学術雑誌は、本原則に適合しない」と除外されていた[1][2]。その後、2018 年 11 月に「実施ガイドライン」が発表されると、少し譲歩がなされ、「転換契約下にあるハイブリッド雑誌については、移行措置として、投稿を認める」とある。ここではじめて「転換契約」という用語が出現している[3][4]。

この 2018 年 11 月の時点では「実施ガイドライン」の 11 項目に、転換契約の条件が、3 段落ほどにわたり、かなり詳細に示されていた。具体的には、転換契約が移行措置に過ぎないこと、これら転換契約の透明性を確保するために、機関のホームページと「論文掲載料の効率化と標準 (ESAC)」に契約内容を掲載し、共有を促進するとした上で、表 2 に示す条件を明記している。なお、ミラー雑誌については、ハイブリッド誌と同様の機能を果たすため、転換契約に含まれていない限り、認められないとしている。

表 2 2018 年 11 月時点の「転換契約」に関わる記述

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 契約内容 (契約額を含む) は、一般に公開されなければならない。</li><li>・ 契約は 2021 年末までに締結し、契約期間は 3 年未満でなければならない。</li><li>・ 契約内容には、契約期間終了後に出版ルートがどのように完全 OA になるかのシナリオが掲載されていなければならない。</li></ul> |
|--|

出典:「実施ガイドライン」11 項目から「転換契約」の条件を抜粋[3]

これが 2019 年 5 月の改訂版においては、「転換契約・転換モデル契約・転換雑誌」の 3 つに多様化し、転換契約に関わる記述は元の 1/3 ぐらいに縮小している[5]。記述内容としては、「プラン S は、OA2020 を支持し、出版社が世界各国で転換契約を結び、その契約内容を共有することを期待する。機関やコンソーシアムには、新しい転換契約を結ぶことを推奨する。プラン S は 2021 年 1 月以降、ESAC ガイドラインに準じる契約についてのみ、〔APC の〕研究助成を行う」となり、表 2 に挙げたような具体的な条件提示がなくなっている。つ

まり、3年以内に完全 OA にならなければいけないという縛りがなくなっている！

ESAC ガイドライン（表 3）を見ると、趣旨としては表 2 と同様なものの、期日設定やシナリオの明記などの記述が外されている。4 項目の、「転換契約の契約額は、これまでの購読料と同水準 (cost neutral) であるべきで、二重取りにあたるハイブリッド誌の APC 分が、契約額に上乗せされないことを期待する」としていることは評価できる。しかし、この文につないで、機関や国の置かれた条件の多様性にも言及しており、表現が軟化している。ちなみに、転換契約例を紹介するウェビナーに参加すると、「転換契約は、一つとして同じものはない」と司会が紹介するぐらい、転換契約の条件は、出版社や機関、国により、異なるようである。契約額についても、a) 元の購読料と同じ cost neutral な場合もあるが、b) 購読料とそれまで負担していた APC 合算分の場合や、c) なんらかのサービスの追加により、それまでの購読料を上回る場合もあるようで、結局、出版社のいいようになっている事態が懸念される。

表 3 ESAC「転換契約ガイドライン」見出し

- ・ 転換契約は一時的な移行措置である
- ・ 論文著者は著作権を保持する
- ・ 契約内容は透明誌を有さなければならない
- ・ 転換契約は、学術情報流通に関わるコストを制限し、学術出版の平等性を醸成する
- ・ 転換契約は、出版社のサービスとワークフローを規定し、機関の論文著者や事務担当者のニーズに合致しなければならない

出典：ESAC「転換契約ガイドライン」から見出しを抽出[14]

そもそも ESAC は、OA2020 に関連して APC や転換契約の理解を深めるために 2014 年に開始され、一時期、ドイツ研究振興協会 (DFG) からの助成を得て INTACT というプロジェクトのもとにあったが、同プロジェクト終了の 2018 年 10 月以降は、マックスプランクデジタル図書館 (MPDL) の元に置かれている、図書館コミュニティによるイニシアティブで、それほど強制力は有さない。

結局のところ、プラン S を象徴していた「ハイブリッド誌を許さない」「転換契約を通じて、ハイブリッド誌を 3 年以内に完全 OA 誌にする」という目標は、潰えていると言えるのではないだろうか。仮にこの目標が、プラン S 対象国において実現したとしても、プラン S に欧州の一部の国しか参加していないことを考えると、APC 補助が打ち切られる 2024 年末においても、プラン S 非対象国による非 OA の論文は一定割合存在する。つまり、これら非 OA の論文から購読料は、プラン S 対象国においても、引き続き発生する。また、プラン S 非対象国で購読ベースの契約をする場合は、購読料と APC の二重取りは引き続きなされるように思われる。

## (2) 転換モデル契約—あまり役に立たない？

転換モデル契約は、特に学会系出版などの中小規模の出版社を念頭に、出版社の転換契約と完全即時 OA への移行モデルを検討すると、2019 年 5 月末のプラン S 改訂版に約束されていた。その後、プラン S 参加機関のうちの英・ウェルカム財団と英国研究・イノベーション機構 (UKRI) が、Information Power 社に検討を委託し、2019 年 9 月にはそのレポートが公開されている [15][16]。

同社は市場調査により、転換モデルとして表 4 に示す 7 カテゴリー 27 モデルを見いだし、また、調査に参加した出版社に、これらモデルの採用可能性をアンケート調査し、これら 27 モデルのうち、転換モデルの Subscribe to Open を含む「転換モデル」が、可能性として最も適していると結論している。Subscribe to Open とは、図書館がオープンなコンテンツに対して擬似的に購読料を負担する方法で、フリーライダーが生まれる危険性もあることから、購読契約をする図書館が一定数に満たない年は、過去のアーカイブも含め、全てのコンテンツが非 OA となるという仕組みも内包している。非 OA となる年は、当該出版社はプラン S の対象外となり、研究者も論文投稿できなくなるため、プラン S 対象国の図書館は必死で当該出版社を支えることが期待されている。なお「転換モデル」の他のモデルの多くは、大規模出版において用いられている仕組みのため、中小の出版社にとりわけ適しているとは言えない。

同社は、学会系出版社や図書館コンソーシアム、大学出版の関係者へのインタビュー調査やワークショップも行い、学会系出版の特徴を次のように捉えている。学会系出版は概して小規模で、APC ベースのビジネスモデルでは安定しないこと。特に人文・社会科学系の分野においては、研究者が APC 補助の財源を有しない場合が多いこと。このため、学会系出版が完全即時 OA に移行する場合は、APC 以外の財源を確保しなくてはならないことなどである。Subscribe to Open は、図書館による財源確保の方法であるが、それ以外の財源確保の方法は表 4 のモデルの随所に示されている。レポートには複数回にわたり、「完全即時 OA=APC による収入確保」と誤解している出版社が多いが、決してそのようなことはないことを強調している。

さて、表 4 に挙げた方法は実際に、学会系出版などの中小規模の出版社に、役に立つのだろうか？ 中小規模の出版社は、年間の出版論文数が少ないので、APC のみの収入では心許ないのは明らかである。かと言って、他の財源の確保と言われても、これまでそのような努力をした経験もなければ、研究者が手弁当で運営しているような学会系出版において、そのような開拓をするような人的・時間的リソースにも欠けると想像される。Subscribe to Open を通じて、最も身近な図書館にアプローチすると言っても、図書館からすると、ニッチな分野の雑誌からアプローチがあった場合、これに出資をすべきか、判断に迷う面もあるだろう。

とは言っても、プラン S 対象国の研究者から多くの論文投稿を得る出版社にとっては、待ったなしでなんらかの対応をとる必要があるのだろうが、そのほどこでない出版社については、レポートにもあるように、プラン S 対象国の研究者についてはゼロエンバークによ

るセルフアーカイブ（グリーン OA）を許すというのが、最も現実的な解決のように思われる。これは、HighWire 社が 2019 年 5 月に、27 の非営利出版社を調査して得た結果にも重なる[17]。

表 4 転換モデル契約の 7 カテゴリー-27 モデル

○ 転換モデル (7)	➢ CDL 転換契約パイロット、Knowledge Unlatched, Libraria, Publish&Read 契約, Read&Publish 契約, SCOAP3, Subscribe to Open
○ 共同インフラと共同出資モデル (4)	➢ Hrčak, Kotilava, Open Library for the Humanities, Project MUSE
○ オープンライセンスによる即時共有モデル (1)	➢ 論文著者によるセルフアーカイブ
○ 論文単位の取引モデル (3)	➢ APC 支払いによる OA, 機関によるプリペイモデル (特に APC ディスカウント付), 論文投稿費
○ オープン出版プラットフォーム (1)	➢ 出版社による F1000 利用 (Emerald Open Research 等)
○ 代替収入モデル (5)	➢ 広告, クラウドファンディング, 寄付/基金/助成, フリーアムモデル, syndication
○ コスト削減 (6)	➢ 雑誌廃刊または雑誌統合, 協働インフラ, 論文掲載数の拡大, オンラインのみの出版, アウトソーシング, パートナー

出典：参考文献[16]の Final Project Report (P19-45)より抽出

(注) 括弧内の数字は、各カテゴリーのモデル数

### (3) 転換雑誌—これも骨抜きに？

転換雑誌も、転換モデル雑誌同様、2019 年 5 月末のプラン S 改訂版に初出の概念である。この段階で転換雑誌は、「OA 比率が徐々に拡大し、二重取りがなされないよう、購読料がオフセットされ、一定期間内に完全 OA に転換予定の雑誌」とされ、プラン S はこの枠組みを開発するとしている。これを受け、プラン S は 2019 年 11 月に「転換雑誌(案)」を公開し[18]、パブコメを経て、2020 年 4 月に最終版を発表している[19]。

表 5 に示す、案から最終版への変更点を見ると、転換雑誌の条件がだいぶ後退したことが見て取れる。特に一点目に挙げられた、完全 OA 誌への転換の条件が緩和し、転換期限が撤廃されているのは痛い。案段階では、OA コンテンツの年間伸長率 8%以上、OA コンテンツが 50%に達した時点で完全 OA 誌に転換しなくてはならないという条件であったため、

仮に期限がなかったとしても 4-5 年で完全 OA 誌に転換することが期待できた。しかし確定版では、OA コンテンツの年間伸長率が絶対値ベースで 5%以上、相対値ベースで 15%以上、OA コンテンツが 75%に達した時点という条件であるため、たとえば現時点で完全に非 OA の雑誌の場合、OA コンテンツが 75%に達するまでに 13 年間かけることができる。それまでに多様な天変地異もあるだろうし、果たしてプラン S はその時点まで存続するのであろうか？「2024 年末には、転換雑誌への〔APC 補助の〕助成を打ち切る」とあることだけが、雑誌が短期に完全 OA 誌に移行するインセンティブとなっている。

表 5 転換雑誌の案から最終版への変更点と、転換雑誌のその他の条件

<p><b>(変更点)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 完全 OA 誌への転換は OA コンテンツが 50%に達した時点から 75%に達した時点へ修正し、2024 年 12 月までとする転換の期限を撤廃した。ただし、出版社は完全 OA へと転換する約束をしなくてはならない。またプラン S は、2024 年末には、転換雑誌への〔APC 補助の〕助成を打ち切る。</li> <li>・ OA コンテンツの年間伸長率は前年比 8%以上から、絶対値ベースで 5%以上、相対値ベースで 15%以上へと条件を緩和した。</li> <li>・ 「推奨される追加基準」を削除し枠組み全体を 6 項目のみの構成へと簡素化した。</li> </ul> <p><b>(その他の条件)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 価格透明性が保たれ、当該雑誌を購読契約する機関が非 OA のコンテンツのみに対して購読料を負担することを保証しなくてはならない。</li> <li>・ 転換雑誌に関わる要求への進捗とコンプライアンスを示す公的レポートを毎年提示しなくてはならない。このレポートは、OA と非 OA コンテンツの双方についての利用状況（ダウンロード数、被引用数、altmetrics）を提示しなくてはならない。</li> </ul>
--

出典：参考文献[19][20]より抜粋

転換雑誌が、シュプリンガー・ネイチャー社の出版部長である Inchcoombe 氏にいいように操られているように見えるのも、気になる。もともと転換雑誌は、同氏の 2019 年 5 月頭段階の発案で[21]、これを受けて、5 月末に発表された改訂版に「転換雑誌」が登場した。その後、転換雑誌の案が発表されても、同氏による公開質問状等、再三の押し返しがある。プラン S 側は、パブコメを経て現内容に確定したと説明しているが[22]、同氏との相当の水面下の調整があったことは、ネイチャー誌とその姉妹誌がプラン S に準拠する OA 出版に移行予定との発表が、転換雑誌の確定版の発表と同日にあったことから見て取れる[23][24]。このあたりの経緯は、参考文献[24]に詳しいので、そちらを参照されたい。

プラン S によると、転換雑誌は、「学会系出版など、転換契約を行う体力のない出版社や、OA 出版をプラン S 対象国以外の国々にも提供したい場合を想定」している[25]。しかし、転換雑誌は前節の学会系出版のための転換モデル契約の例（表 4）に名前すら出てこない。



またシュプリングer・ネイチャー社は明らかに、学会系出版でも、(プラン S 対象国には OA 出版を提供できるが) それ以外の国々には提供できないでいる出版社でもない。転換雑誌は学会出版系向きというよりは、むしろシュプリングer・ネイチャー社のように、多様なビジネスモデルの学術雑誌を有する大手出版社が、転換契約を通じていっぺんに OA 出版できない場合に活用する、抜け道的なルートのように感じられる。

## 2.2 価格透明性フレームワーク—限定公開か？

価格透明性の要求は、APC に上限を設けるという当初の要求が軟化して、プラン S の改訂版から出現した。「APC は、雑誌や分野により大きく異なり、一律の上限を設けることは適切ではない」という、出版社からの要求に押されたかたちである。一方、分野等による差異は認めるにしても、APC の額を一定の「適正 (fair)」な範囲にとどめるには、その価格設定の根拠が示される必要があるという判断から、「価格透明性フレームワーク」が開発されることとなった。価格透明性フレームワークは、一論文あたりの APC 算定の根拠となる指標群を提供し、APC 価格の妥当性を、雑誌間で比較可能とする。

価格透明性フレームワークは、「転換モデル契約」と同様、Information Power 社への委託により開発された。同社は、表 6 に示す 10 社と検討を行い、雑誌単位で示すべき項目を生み出している[28]。項目は 3 パーツからなり、1) 雑誌の書誌情報 (雑誌名、ISSN 等) (20 項目)、2) 雑誌の特性 (採択率、出版頻度、査読回数) (11 項目)、3) 8 つのカテゴリの費用内訳情報 (8 項目) の計 39 項目が要求される。出版社はこれら情報を雑誌単位で提示することを求められるが、各項目について±5%の範囲で類似の雑誌がある場合は、それらを一括に括ることも許されている。

表 6 プラン S の価格透明性フレームワーク 2 種

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ <b>Information Power 社により開発された「プラン S 価格透明性フレームワーク」</b><ul style="list-style-type: none"><li>➤ Annual Reviews, Brill, The Company of Biologists, EMBO Press, European Respiratory Society, F1000 Research, Hindawi, IOP Publishing, PLOS, Springer Nature によりパイロット実施</li><li>➤ 提示すべき費用内訳：コミュニティ形成、投稿への初期判断、査読、論文採択に関わるサービス、出版後サービス、セールス/マーケティング、顧客対応</li></ul></li><li>○ <b>Fair Open Access Alliance (FOAA) により開発された、出版サービス別費用内訳</b><ul style="list-style-type: none"><li>➤ Frontiers, MIT Press, Copernicus, MDPI により実施済み</li><li>➤ 提示すべき費用内訳：雑誌運営、出版、経費、コミュニケーション、一般、その他収入、ディスカウント等</li></ul></li></ul> |
|---|

出典：参考文献[26]-[29]より作成

一方、Fair Open Access Alliance (FOAA) が独自開発していた「出版サービス別費用内訳」もプラン S に公認されている。曰く、「すでに一部出版社が価格透明性を確保している枠組みがあるのであれば、それを敢えて否定したくなかった」とのことである。ただし、FOAA 枠組みは雑誌単位ではなく出版社単位で報告する形式となっており、また、利益を明示的に記載するようになっているため、「大手商業出版社は、プラン S が開発した枠組みの方がやりやすい可能性がある」とプラン S 関係者は指摘している[30]。

出版社は、いずれかの枠組みを選び、OA 出版費用の内訳をプラン S に提出しなくてはならない。提示がない場合、プラン S は 2022 年 7 月 1 日以降、当該出版社に関わるいかなる支援も行わない。支援打ち切りの対象は研究者への APC 補助だけでなく、APC を必要としないジャーナルやプラットフォームへの補助、転換契約や転換雑誌への補助も含む。

さて、これらは「価格透明性フレームワーク」であるから、出版社から提示された「APC の費用内訳」は当然公開されるのかと思いきや、実はそうではない。プラン S と学術機関によりのみアクセス可能で、出版社側は他の出版社の情報は見ることの出来ない仕組みを現在検討中とのことである。なんでも出版社側から、「出版社間で価格設定に関わる情報が共有されると、談合など、独占禁止法に反すると疑われる可能性がある」との指摘があったためのものである。プラン S は、法務弁護士を通じてその点の確認を行い、その可能性は低いと考えているが、出版社の主張に配慮し、限定的な公開と決めたようである[30][31]。

しかし、そのような限定的な公開をされた情報を研究者が確認して、論文投稿先決定の判断材料とするであろうか？プラン S は再び、出版社に良いように言いくるめられているように見える。

### 2.3 権利保持戦略—日本にも有効か？

権利保持戦略 (Rights Retention Strategy) は、以前からハーバード大学などの OA ポリシーで行われているが、研究助成機関レベルで行われるのは初めての、プラン S が生み出した強気の奇策である。2020 年 7 月に発表された[32][33]。

ここではプラン S 参加の研究助成機関が、研究助成の条件として、被助成者に対して、「助成を得た研究成果の論文の著者最終稿 (AAM) または印刷版 (VoR) には、CCBY のクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを付与しなくてはならない」と義務づける。論文の執筆や論文投稿前に課された条件であるため、出版社が論文掲載時に論文著者から要求する著作権譲渡の契約書より有効である、という理屈である。このようにすることにより、研究者が論文の著者最終稿をエンバーゴなしでリポジトリ上に公開することを可能とし、非 OA の購読誌や、転換契約に応じないハイブリッド誌 (表 1 の A, C 以外) にも、論文掲載を可能とした。プラン S の施策は、ゴールド OA にこれまで偏っていたが、グリーン OA の道を有効にすることで、あらゆる雑誌への投稿を可能とし、「プラン S は、論文投稿先の選択肢を狭める」との批判を封じたかたちである。

この方法では、表 7 に示す文言を研究者が著者最終稿に記すことで、CC BY ライセンス

を付与することを前提としている。しかし、もし研究者がこれをせずに、著者最終稿をリポジトリにエンバーゴなしで公開し、出版社がこの原稿の取り下げを求めたら、どうなるのだろうか？

これについては、FAQ に、次のように記されている。「〔CC BY ライセンスが付与されていないことを〕論文著者の見落としであることを指摘し、出版社が取り下げ要求を引き下げを期待する。〔ただし〕研究助成機関がリポジトリに対して、出版社の要求を拒むように助言することはない。「他方、〔CC BY ライセンスは付与されていないが〕助成を得た研究助成機関名が明記されてあった場合は、出版社もプラン S の条件を理解していたことを前提とし、研究助成機関は、出版社からの取り下げ要求を拒む手助けをする」とある。

表 7 プラン S 対象国の研究者が論文の著者最終稿に付すべき文言

「本研究は、〔助成機関名〕〔助成番号〕より助成を受けました。OA を目的として、著者はこの論文投稿から派生する、あらゆる著者最終稿について、CC BY ライセンスを付与しました。貴社の助成条件、あるいはウェブページ“cOAlition S organisations implementation”をご確認ください。」

出典：参考文献[34]より仮訳

表 8 出版社がプラン S 「権利保持戦略」に対して取り得るスタンス

- ① 弊社の出版契約はすでに、著者が著者最終稿を、CC BY ライセンスのもと、エンバーゴなしで、OA リポジトリに公開することを許可しています。(プラン S 権利保持戦略に準拠済)
- ② 弊社の出版契約を、プラン S 権利保持戦略に準拠させる予定です。
- ③ プラン S 対象の研究者については 2021.1.1 以降、プラン S 権利保持戦略に準拠できるようにします。
- ④ 弊社の出版契約は変更しませんが、プラン S 対象の研究者については 2021.1.1 以降、プラン S 権利保持戦略に準拠することを認めます。
- ⑤ 弊社の出版契約は変更しませんが、プラン S 権利保持戦略について連絡を得たことは認識しています。JCT には、2021.1.1 以降、弊社の雑誌が「プラン S 権利保持戦略に準拠していない」と記載ください。ただし、同雑誌が転換契約の一部で、プラン S 対象の研究者が〔OA 出版〕できる場合は、そのように JCT に記載ください。

出典：参考文献[36]より意識

プラン S は、出版社が「権利保持戦略」の意図を認識できるように、プラン S 対象国の研究者の多くが論文投稿をする 150 程度の出版社には、レターを送付している[35]。また、出版社がこの権利保持戦略に対してどのようなスタンスを取るのか選択させ、その内容は、

研究者が論文投稿時に雑誌のプラン S への準拠の有無を確認するツール「Journal Checker Tool (JCT)」(現在開発中)に記載される。出版社の選択肢は、表 8 に示すとおりで、選択肢④がデフォルトとなっている[36]。

なお、プラン S の権利保持戦略は印刷版 (VoR) を含みつつも、著者最終稿 (AAM) を中心に記述されている。これは、印刷版の著作権が基本的には出版社側にあり、これをエンバーゴなしで OA とする場合は、(ある意味 OA 出版と同じため)、研究助成機関が APC という形の費用負担をする必要があるためと FAQ に説明されている。また、論文に修正や取り下げが生じた場合に、出版社に対応をしてもらう必要が生じることもネックとして、指摘されている。これら理由のため、プラン S は、印刷版については、CC BY ライセンスの付与を義務化していない[34]。

ちなみに、プラン S の権利保持戦略は、ハーバード大学文理学部がリポジトリの OA ポリシーを 2008 年に策定したときの論法を利用している。ハーバード大学の場合は、著者が著者最終稿を大学の機関リポジトリに搭載する際に、同コンテンツを配布する権利(著作隣接権)を大学に譲渡してしまう。大学はこれを楯に、エンバーゴなしで著者最終稿を公開する権利を得ていることを出版社に対して主張するという理屈である[37]。

ハーバード大学の OA ポリシーのひな形は公開されており[38]、世界の多くの大学が同様の OA ポリシーを有している。しかし大学の力により、このようなポリシーを有していても、出版社に対して強く出られないでいる大学もあると聞く。その意味で、プラン S のように、「研究助成機関」がこのように言い切ってくれれば、どのような大学であっても比較的安心して、著者最終稿をエンバーゴなしでリポジトリに公開できるのかもしれない。

日本の研究助成機関は、プラン S の参加は表明していないが、権利保持戦略だけは真似しても良いのかもしれない。日本の研究成果が大手商業出版社の「購読の壁」の向こうに行ってしまうことを防ぐことにつながると想定される。

## 2.4 プラン S の影響モニタリング枠組み—最も重要な KPI は？

プラン S は、その影響をモニタリングするための枠組みを、2020 年 7 月に発表した[39][40]。プラン S の施行が、研究者の論文出版のあり方や、研究方法、研究評価のあり方に大きな影響を及ぼすと考えられるため、表 9 に示すような項目が抽出された。特に、若手研究者のキャリアパスに大きな影響があると考えられるため、プラン S の研究助成機関だけでなく、若手研究者のグループ (EuroDoc, GYA, MCAA, YAE<sup>1</sup>) も検討タスクフォースに加わり、また、「研究者の雇用、評価、論文出版先」の項目は、モニタリング枠組みにおいて、優先項目と位置づけられた。これら項目は、プラン S の研究助成機関が、自身の施策

---

<sup>1</sup> EuroDoc, GYA, MCAA, YAE: European Council of Doctoral Candidates and Junior Researchers (Eurodoc), Global Young Academy (GYA), Marie Curie Alumni Association (MCAA), Young Academy of Europe (YAE)

の評価に用いることが想定されている。

表 9 プラン S の影響モニタリング項目

(優先事項)
○ <b>研究者の雇用、評価、論文出版先</b> (研究者キャリア、流動性、出版状況、共同研究 (産学連携含む)、研究評価、研究力の多様化)
(確認項目, アルファベット順)
○ <b>コスト、リソース</b> (APC、価格透明性、事務負担)
○ <b>研究成果の普及状況</b> (研究成果のヴィジビリティ、リポジトリのプラン S への対応状況)
○ <b>研究助成機関</b> (政府等からの助成財源確保状況、研究助成機関間のパートナーシップ)
○ <b>研究活動</b> (研究成果の知的財産の状況、学際領域研究の展開)
○ <b>学術出版</b> (学会系出版の変化、出版社のポリシー等、研究者の出版選択肢の多様化、学術出版の OA 化、プラン S に準拠した出版比率)

出典：参考文献[40]より意識

表 9 のモニタリング項目には、もっともらしい項目が並んでいるが、プラン S の最も重要な KPI が目だしされていない点には、大きな不備を感じる。プラン S は、「完全即時 OA」を謳ったイニシアティブであるため、助成された研究成果のうち、「完全即時 OA」となった論文の比率を時系列でモニタリングし、プラン S の効果が評価されてしかるべきである。併せて、APC の推移と、転換契約の内容と締結の拡がりは確認されるべきである。OA 比率と APC については、表 9 に埋め込まれている。しかし表 9 の項目のうち、どの項目をモニタリングするかは、プラン S の各研究助成機関に任されており、実際にモニタリングされるか分からない。また、各助成機関によって計測方法が異なる可能性もあるため、「完全即時 OA 比率、APC、転換契約の状況」の KPI については、プラン S 事務局で統一的にモニタリングされるべきではないか。

同時に、プラン S の影響のモニタリングは、プラン S に参加していない国においても、実施されてしかるべきである。プラン S の、「科学の進展のためには、研究成果は万人に即時に共有されるべき」という理念は、プラン S 対象国の研究成果のみ完全即時 OA となっても、実現しない。また、学術情報流通コストを引き下げ、価格透明性をもたらすという裏の目標については、プラン S 非対象国は現状維持どころか、プラン S によりマイナスの影響が生じる可能性があるため、丁寧にモニタリングされるべきである。たとえば、プラン S 非対象国については、出版社が購読契約しか提案せず、Read&Publish 契約ができていない場合がある。また、Read&Publish 契約が提案されても、プラン S 対象国に比べて、その条件交渉に差異が生じている可能性がある。さらに、プラン S により、多くの雑誌が完全 OA 誌へと転換すれば、APC を負担できないプラン S 非対象国の研究者は論文投稿先を変え、

キャリアに影響が出る可能性があるのである。

### 3. プラン S へのその後の反応

プラン S が 2018 年 9 月に発表されたときは、世界に大きな衝撃が走り、多様なステークホルダによる、多様な反応が見られた[7]。論文投稿先を狭まれると感じた研究者は「学問の自由」の侵害を訴え、外部からの強制的なビジネスモデルの転換を迫られた出版社は悲鳴を上げ、人社系の学問分野などの研究者は、この施策が STEM 分野に偏った施策であると批判した。研究助成機関から表だった声はあまり聞こえなかったが、プラン S に参加する研究助成機関が少しずつでも増えたということは、内部における検討があったと想定される。

この初期の衝撃に対して、改訂版自体はそれほど大きな波紋を呼ばなかった。パブコメを経て、各ステークホルダの一番気になる点は調整がされたからであろう。また、その後、本稿 2 章に紹介したような方策が次々と打ち出されても、これらはプラン S を具体化するためのパーツのため、ネイチャー誌の OA 誌への移行宣言につながった「転換雑誌」と、強気と受け止められた「権利保持戦略」以外は、比較的淡々と受け止められてきたように感じる。

そのような中、欧州研究評議会 (ERC) の科学評議会が 2020 年 7 月に、プラン S からの離脱を宣言したことは、話題を呼んだ[41]。プラン S が、転換契約に応じないハイブリッド誌への助成を認めないとしたことが、若手研究者や、助成の乏しい諸国の研究者に特に、悪影響を及ぼす可能性があることを、主張の根拠としている。

プラン S は翌日にはすぐに反論し、ハイブリッド誌が過去 20 年間、完全即時 OA に寄与できなかったこと。これに助成することは適切ではないこと。権利保持戦略により、研究者はあらゆる雑誌に論文掲載ができることを説明している。また、若手研究者についてはプラン S も気にかけており、プラン S の具体化において協力関係にあること。プラン S の影響について、協力してモニタリングの予定であることを指摘しているが、ERC からはその後、なんの声明も発表されていない。

若手研究者のグループも、ERC の対応に「驚いた」としている。「そもそも自分たちへの意見照会がなかったが、もしや ERC はプラン S の初期の内容で反応しているのではないか？」と指摘している[43]。プラン S の設計者で、欧州委員会 (EC) 研究イノベーション局の前局長、現アイントホーフェン工科大学の学長である Robert-Jan Smits 氏は、「顔にビンタをくらったようだ」と表現している。しかし同氏によると、ERC の科学評議会は、前会長が 4 月に急に辞任して以来、リーダーシップに問題があると指摘する。EU と予算交渉をする今の一番大事な時期に、プラン S のような盟友を遠ざけるのは、戦略的に間違っていると指摘する[44]。

なお、EU の研究イノベーション助成プログラムである Horizon Europe は、「ERC の今回の離脱にかかわらず、引き続きプラン S に基づく研究助成を行う予定」としている[43]。

#### 4. 日本はプラン S とどのように向き合うか？

プラン S 発効 2 ヶ月前の現在、各国は比較的淡々と過ごしているようである。新型コロナウイルス感染症への対応や、それに伴う大幅な経費節減の方が大変であったり、プラン S への参加をまだ決めていない諸国については、そもそも、どのようにリアクションして良いのか分からなかったり、ということが大きいであろう。プラン S が実現しても、購読料が APC になるだけで、大手商業出版社に学術情報流通が牛耳られる構造は変わらないというところが一番ネックとなっていると想像される。

一方、国のレベルの判断がないと、出版社との契約交渉が機関ごとの判断に委ねられ、総じて対出版社への交渉力が弱まるということが懸念される。出版社の立場に立ってみれば、転換契約を進めていかないと研究者からの論文投稿が途絶え、死活問題となるため、多少不利な条件であっても、プラン S 対象国の機関とは Read&Publish 契約を締結する。しかし、プラン S 非対象国については、出版社の側にもどうしても Read&Publish 契約を締結する必然性は低いから、購読契約であっても、Read&Publish 契約であっても、出版社にとって有利な条件提示をすることになる。大学側からすれば、いずれの契約形態も結ばないという選択はないに等しいから、(購読契約で単純に値上げされれば、契約をしないという判断もあったかもしれないが)、Read&Publish 契約という目先の変わった契約を提案されることによって、なし崩し的に、同出版社との契約を続行するということがあるのではないか。つまり大学側は、強気の判断をする機会を逸し、結果として出版社にいいように操られる状況となっているのではないか。

プラン S に学ぶべきはおそらく、完全即時 OA の理念や、それを実現するための転換契約等の策ではなく、対出版社への交渉レバレッジを、研究助成機関という「虎の威」を登場させることで得るといふ「戦略的手法」のように思う。プラン S への理念に共感できないのであれば、プラン S に参加する必要はない。しかし、電子ジャーナルの価格高騰問題は引き続き存在するし、なんらかの対策が打たれる必要も残る。また、日本の科学技術力が低迷し、少しでもヴィジビリティ確保に努めた方が良いことも確かである。

であれば例えば、日本からの研究成果の完全即時 OA を謳い、これまでグリーン OA を推進してきた国として、プラン S 同様の「権利保持戦略」を国内研究助成機関に立てて、日本の研究者に対して、著者最終稿の機関リポジトリへのエンバーゴなしの公開を義務づければ良いのではないか？あるいは、これからはプレプリントによる学術情報流通がますます拡大することが予見されるため、プレプリントの公開を全ての研究成果に対して義務づけても良い。Read&Publish 契約は進めても進めなくても良いが (←直感的には、進めない方が、雑誌が完全 OA になったときに、経費節減につながるが)、購読契約分については、「OA コンテンツをオフセットした購読契約以外認めない」ことを国レベルで謳うと、プラン S や日本の施策を通じて世界の論文の OA 比率は確実に拡大するので、購読料は徐々に縮小していくはずである。

日本の研究助成機関や政府がこうした強硬な策を打ち出せるかがポイントである。しか

し、このような策を講じない場合、公的資金が購読料と APC として、二重取り状態で、欧米の大手商業出版社に流れ出していることを、納税者に説明しなくてはいけない時期が来ることを念頭に、日本の研究助成機関や政府も、腹をくくると良いように思う。

## 参考文献

- [1] cOAlition S, "Plan S: Accelerating the transition to full and immediate Open Access to scientific publications" (2018.9.4) Archived by Science Europe.  
<[https://www.scienceeurope.org/wp-content/uploads/2018/09/Plan\\_S.pdf](https://www.scienceeurope.org/wp-content/uploads/2018/09/Plan_S.pdf)>
- [2] 船守美穂「欧州 11 の研究助成機関、2020 年以降の即座 OA 義務化を宣言 — 権威ある学術雑誌の終焉となるか？」miho チャンネル (2018.9.6)  
<<https://rcos.nii.ac.jp/miho/2018/09/20180906/>>
- [3] cOAlition S, "Guidance on the Implementation of Plan S" (2018.11.27)  
<[https://www.coalition-s.org/wp-content/uploads/2020/09/271118\\_cOAlitionS\\_Guidance\\_annotated.pdf](https://www.coalition-s.org/wp-content/uploads/2020/09/271118_cOAlitionS_Guidance_annotated.pdf)>
- [4] 船守美穂「即座 OA 義務化を求める欧州研究助成機関のプラン S、具体的なガイドラインを発表」miho チャンネル (2018.12.2)  
<<https://rcos.nii.ac.jp/miho/2018/12/20121202-2/>>
- [5] cOAlition S, "Accelerating the transition to full and immediate Open Access to scientific publications" (2019.5.31) <[https://www.coalition-s.org/wp-content/uploads/PlanS\\_Principles\\_and\\_Implementation\\_310519.pdf](https://www.coalition-s.org/wp-content/uploads/PlanS_Principles_and_Implementation_310519.pdf)>
- [6] 船守美穂「プラン S 改訂版、発効期限を 1 年延長 & プレプリント登録を義務化する「プラン U」の提案」miho チャンネル (2019.6.5)  
<<https://rcos.nii.ac.jp/miho/2019/06/20190605/>>
- [7] 林豊「Plan S：原則と運用」情報の科学と技術. 2019, vol.65, no.2, p.89-98.  
<[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jkg/69/2/69\\_89/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jkg/69/2/69_89/_pdf/-char/ja)>
- [8] 船守美穂「プラン S 改訂—日本への影響と対応」情報の科学と技術. 2019, vol.69, no.8, p.390-396. <[https://doi.org/10.18919/jkg.69.8\\_390](https://doi.org/10.18919/jkg.69.8_390)>
- [9] Debat H, Babini D. 2019. Plan S in Latin America: A precautionary note. PeerJ Preprints 7:e27834v2 <<https://doi.org/10.7287/peerj.preprints.27834v2>>
- [10] COAR, "COAR Updated Feedback on the Guidance on Implementation of Plan S," (2019.2.6) <<https://www.coar-repositories.org/news-updates/coar-feedback-on-the-guidance-on-implementation-of-plan-s/>>
- [11] 船守美穂「トップジャーナル、プラン S を批判 & カリフォルニア大学、エルゼビア社と交渉決裂」miho チャンネル (2019.3.1)  
<<https://rcos.nii.ac.jp/miho/2019/03/20190301/>>
- [12] cOAlition S, "Guidance on the Implementation of Plan S" <<https://www.coalition-s.org>>



- s.org/guidance-on-the-implementation-of-plan-s/>
- [13] cOAlition S, “Plan S Principles” <[https://www.coalition-s.org/plan\\_s\\_principles/](https://www.coalition-s.org/plan_s_principles/)>
  - [14] ESAC, “Guidelines for Transformative Agreements” <<https://esac-initiative.org/about/transformative-agreements/guidelines-for-transformative-agreements/>>
  - [15] cOAlition S, “Report and Toolkit to Support Learned Society Publishers Transition to Immediate Open Access” <<https://www.coalition-s.org/spa-ops-project/>>
  - [16] Wise, Alicia; Estelle, Lorraine (2019): Society Publishers Accelerating Open access and Plan S (SPA-OPS) project. Wellcome Trust. Collection.  
<<https://doi.org/10.6084/m9.figshare.c.4561397.v3>>
  - [17] 船守美穂「プラン S により学術雑誌、エンバーゴ期間なしのグリーン OA に進む可能性？」 miho チャンネル (2019.3.1)  
<<https://rcos.nii.ac.jp/miho/2019/05/20190530/>>
  - [18] CA-R 「cOAlition S、 “Transformative Journals” の枠組み案を公開：フィードバックを募集中」 (2019.11.27) <<https://current.ndl.go.jp/node/39602>>
  - [19] CA-R 「cOAlition S、学術出版社・学協会等のフィードバックを反映した “Transformative Journals” の枠組み最終版を発表」 (2020.4.9)  
<<https://current.ndl.go.jp/node/40740>>
  - [20] cOAlition S, “cOAlition S publishes updated criteria for Transformative Journals” (2020.4.8) <<https://www.coalition-s.org/coalition-s-publishes-updated-criteria-for-transformative-journals/>>
  - [21] The Bookseller, “Springer Nature calls on publishers to adopt new OA role” (2019.5.9) <<https://www.thebookseller.com/news/springer-nature-calls-publishers-adopt-new-oa-role-1004951>>
  - [22] cOAlition S, “Transformative Journals: Rationale” (2020.4.8)  
<<https://www.coalition-s.org/transformative-journals-rationale/>>
  - [23] CA-R 「Springer Nature 社、Nature 誌を含む同社の非オープンアクセス学術誌の多くを Plan S に準拠させる意向を表明」 (2020.4.15)  
<<https://current.ndl.go.jp/node/40772>>
  - [24] 船守美穂「ネイチャー誌、プラン S に含まれる見込み」 miho チャンネル (2020.4.22) <<https://rcos.nii.ac.jp/miho/2020/04/20200422/>>
  - [25] cOAlition S, “Transformative Journals: Frequently Asked Questions” (2020.4.8)  
<<https://www.coalition-s.org/transformative-journals-faq/>>
  - [26] CA-R 「cOAlition S、オープンアクセス (OA) 出版費用を設定する際に出版者が遵守すべき「Plan S に基づく価格透明性のフレームワーク」を公開：2022 年 7 月 1 日に発効」 (2020.5.20) <<https://current.ndl.go.jp/node/40988>>

- [27] cOAlition S, “cOAlition S announces price transparency requirements” (2020.5.18) <<https://www.coalition-s.org/coalition-s-announces-price-transparency-requirements/>>
- [28] FOAA, “FOAA Breakdown of Publication Services and Fees” <<https://www.fairopenaccess.org/foaa-breakdown-of-publication-services-and-fees/>>
- [29] Information Power, “Launch of the Plan S Price Transparency Framework” <<https://www.informationpower.co.uk/launch-of-the-plan-s-price-transparency-framework/>>
- [30] Science, “Open-access science funders announce price transparency rules for publishers” (2020.5.18) <<https://www.sciencemag.org/news/2020/05/open-access-science-funders-announce-price-transparency-rules-publishers>>
- [31] cOAlition S, “Plan S Price Transparency Frameworks: guidance & requirements” (2020.5.18) <<https://www.coalition-s.org/price-and-service-transparency-frameworks/>>
- [32] CA-R 「cOAlition S、研究者の知的所有権を保護し不当なエンバゴを抑止するための「権利保持戦略」を策定・公表」(2020.7.15) <<https://current.ndl.go.jp/node/41517>>
- [33] Nature, “Open-access Plan S to allow publishing in any journal” (2020.7.16) <<https://www.nature.com/articles/d41586-020-02134-6>>
- [34] cOAlition S, “FAQ - Rights & licences” (2020.7.15) <<https://www.coalition-s.org/faq-theme/rights-licences/>>
- [35] cOAlition S, “Dear Publisher” (2020.7.15) <[https://www.coalition-s.org/wp-content/uploads/2020/07/Letter\\_to\\_publishers\\_Rights\\_Retention\\_Strategy\\_15July2020.pdf](https://www.coalition-s.org/wp-content/uploads/2020/07/Letter_to_publishers_Rights_Retention_Strategy_15July2020.pdf)>
- [36] cOAlition S, “Publisher response form” (2020.7.15) <<https://www.coalition-s.org/publisher-response-form/>>
- [37] Harvard Library, “Harvard Faculty of Arts and Sciences Open Access Policy” (2008.2.12) <<https://osc.hul.harvard.edu/policies/fas/>>
- [38] Stuart M. Shieber, “A MODEL OPEN-ACCESS POLICY” <[https://osc.hul.harvard.edu/assets/files/model-policy-annotated\\_12\\_2015.pdf](https://osc.hul.harvard.edu/assets/files/model-policy-annotated_12_2015.pdf)>
- [39] CA-R 「cOAlition S、研究の慣行や学術情報流通における Plan S の影響関係をモニタリングするための枠組みを公開」(2020.7.16) <<https://current.ndl.go.jp/node/41520>>
- [40] cOAlition S, “Monitoring the effects of Plan S on Research and Scholarly Communication: an update” (2020.7.10) <<https://www.coalition-s.org/monitoring->

the-effects-of-plan-s-on-research-and-scholarly-communication-update/>

- [41] CA-R 「欧州研究評議会（ERC）科学評議会、オープンアクセスについて Coalition S から独立した活動を行うことを発表：若手研究者や助成が少ない国の研究者等のニーズに焦点」 (2020.7.22) <<https://current.ndl.go.jp/node/41567>>
- [42] CA-R 「cOAlition S、欧州研究評議会（ERC）科学評議会のオープンアクセスと Plan S への声明に対する返答を公表」 (2020.7.22) <<https://current.ndl.go.jp/node/41572>>
- [43] Research Professional News, “Surprise and confusion over ERC Council’s Plan S reversal” (2020.7.21) <<https://www.researchprofessionalnews.com/rr-news-europe-infrastructure-2020-7-surprise-and-confusion-over-erc-council-s-plan-s-reversal/>>
- [44] Science Business, “European Research Council’s rejection of open access scheme ‘a slap in the face’, says Plan S architect” (2020.7.23) <<https://sciencebusiness.net/news/european-research-councils-rejection-open-access-scheme-slap-face-says-plan-s-architect>>